

歯科レセプトコンピュータシステムの賃貸借仕様書

- | | | |
|----|---------|--|
| 1 | 件 名 | 歯科レセプトコンピュータシステムの賃貸借 |
| 2 | 機 器 明 細 | 別紙機器明細書のとおり |
| 3 | 賃貸借対象金額 | ¥4,285,696 円（消費税及び地方消費税を含まず） |
| 4 | 保 守 | 以下の保守に加入する。加入費用は前項の賃貸借対象金額に含む。
それぞれ、保守期間終了後は保守なしとする。
NEC 製 PC 保守 5 年訪問修理 Mate/VersaPro SupportPack G8
プリンタ保守 5 年訪問修理 Canon タイプ P (LBP241)
カラー複合機 EPSON PX-M6012F 用 5 年
また、システムの運用に係る保守は、本契約に含まない。 |
| 5 | 契 約 期 間 | 令和 7 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日（6 年間・72 箇月）
（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約） |
| 6 | 機器納入期限 | 令和 7 年 7 月 31 日 |
| 7 | 納 入 場 所 | 川越市大字小ヶ谷 817 番地 1
川越市ふれあい歯科診療所（1 階） |
| 8 | 代金支払い先 | 株式会社オプテック
代表取締役 平出 隆一
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 16 番 12 号
TEL 050-5810-0744 |
| 9 | 納入後の管理 | 受注者は、物件に対し、賃貸借期間中継続して受注者を被保険者とする動産総合保険に加入する。加入範囲は協議して定める。また、シール貼付等により、物件の所属を明らかにすること。 |
| 10 | 返還費用等 | 期間満了後の物件の返還に要する費用は受注者の負担とし、受け渡し場所は機器の納入場所とする。なお、返還の際、発注者はハードディスク内の OS を含む全ての記録を消去した状態で引き渡すものとする。 |
| 11 | 公租公課 | 固定資産税及び消費税等以外に本契約に基づく取引に課せられる公租公課については、受注者の負担とする。 |

- 12 再委託の制限 受注者は、本業務を第三者に再委託してはならない。
但し、本業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容、業務執行の場所を発注者に届け出て、発注者の承認を得なければならない。又、再委託を受けた者に対しても機密保持について、同様の義務を負わせなければならない。
- 13 賃貸借支払方法 月払いとする。受注者は当月分を月末に請求し、発注者は適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 14 入札書記載事項 入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載する。
- 15 その他特記事項 この入札(見積)は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札(見積)執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。
この契約の締結後に、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。
賃貸借契約期間満期終了後は、引き続き賃貸借契約の全部または一部を更新することを可とし、賃貸借契約期間満期終了時に協議する。
- 16 定めのない事項 本仕様書及び本仕様に基づく契約書に定めのない事項及び条項に疑義を生じたときは、発注者受注者協議により定める。
- 17 問い合わせ先 川越市ふれあい歯科診療所
Tel 049-227-8119
fax 049-227-8123